

平成 25 年 7 月 19 日
東京地下鉄株式会社

当社社員による拾得物着服について

当社お忘れ物総合取扱所に所属する社員が、業務時間中にお忘れ物検索システムを悪用し拾得物（金銭）を着服していた事実が判明いたしました。お忘れ物に関する職務権限を悪用した当該行為はお客様の信頼を著しく損なうものであり、深くお詫びするとともに再発防止に努めてまいります。

詳細は下記のとおりです。

記

1 概要・経緯

お忘れ物総合取扱所に所属する社員（男性・32 歳）が、業務時間中にお忘れ物検索システムにより現金の拾得物がある駅を検索し、平成 25 年 7 月 18 日（木）20 時 40 分頃、丸ノ内線東京駅において、券売機のつり銭を取り忘れたと偽って現金 5,000 円を不正に着服しました。

対応した当社東京駅駅員から、金額や拾得の時間が一致していること、身元確認ができたことから当該 5,000 円を返還したものの、対応時の話の内容にあいまいな部分があったとの報告をお忘れ物総合取扱所が受け、改めて当該社員に事実を確認したところ、着服の事実を認めたものです。

その後の社内での事情聴取において、同日に千代田線二重橋前駅において現金 10,000 円、日比谷線六本木駅において現金 5,000 円を同様の方法で着服し、その他未遂の 2 件を認めました。

2 処分

社内規則に則り、厳正に処分いたします。

3 今後の対策

当社グループの社員による拾得物の着服が短期間のうちに連続して発生したことを厳粛に受け止め、本日、緊急の社内委員会を開催し、拾得物について管理体制を再確認し、管理の厳正を徹底するとともに、グループ会社を含めた社員への再教育を行うことを決定し速やかに実施することといたしました。

以 上